

2026年3月吉日

お取引先各位

全農グリーンリソース株式会社
代表取締役社長 熊坂 準三

標準倉庫寄託約款の改正に伴うご案内

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび国土交通省が定める標準倉庫寄託約款が、改正されることとなりました。今回の改正は、制定から60年以上経過し、実態に即していない点や新たな課題・法令への対応を図るためのものとされています。これに伴い、弊社におきましても、改正約款を適用させていただきたく存じます。お取引内容の実質的な変更や、不利益となる内容を意図するものではございません。

なお、詳細につきましては別紙資料をご確認のうえ、ご不明点がございましたら、お問い合わせいただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 標準倉庫寄託約款について

弊社は国土交通省が定める標準倉庫寄託約款(乙)を採用しております。個別に締結した契約と相違がある項目は、個別契約が優先されます。定めのない項目については、標準倉庫寄託約款(乙)に基づき運用いたします。詳細につきましては、別紙1～3のとおりです。

別紙1. 標準倉庫寄託約款(乙)(国土交通省)

別紙2. 標準倉庫寄託約款(乙)【新旧対比表】(日本倉庫協会)

別紙3. 標準倉庫寄託約款の改正についてお願い(日本倉庫協会)

2. 改正標準倉庫寄託約款の適用について

2026年3月31日までに寄託された貨物については、1960年2月1日作成の標準倉庫寄託約款が適用され、2026年4月1日以降に寄託される貨物については、2026年4月1日作成の標準倉庫寄託約款が適用されるものとさせていただきます。

以上